

Q:
ICT導入が遅れている中小企業に対する支援措置は、具体的にどのようなものがあるでしょうか？

A:
● ICT建機などの導入に利用できる建設機械関係の補助金や低利融資、税制優遇がありますので参考にしてください。

◆【補助金】

- 省エネルギー型建設機械導入補助金
- エコリース促進事業補助金

◆【低利融資】

- (株)日本政策金融公庫環境・エネルギー対策資金
- (株)日本政策金融公庫IT活用促進基金

◆【税制優遇】

- 中小企業等経営強化法(H28.7.1施行)
- 中小企業投資促進税制
- 生産性向上設備投資促進税制

● 個々の説明は次ページ以降を参照してください。

建設機械関係の補助金、低利融資、税制優遇【補助金】

	省エネルギー型建設機械導入補助金	エコリース促進事業補助金
期 間	～H29.3.16 [H29年度も継続]	～H29.3.6 [H29年度も継続]
利用できる方	民間企業等（民間企業、その他の法人（独立行政法人を除く）及び個人事業主）	中小企業、個人事業主等（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社法上の会社）
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省策定の燃費基準値を超える（3つ星以上）燃費性能を有する排出ガス四次規制（2011年、2014年）に適合した油圧ショベル、ブルドーザ又はホイールローダ 『ハイブリッド機構』、『情報化施工』又は『電気駆動』等の先端的な省エネルギー技術が搭載されていること 執行管理団体に設置する有識者委員会で審査決定された型式 これらをすべて満たす建設機械の導入に対して補助	国土交通省の低炭素型建設機械の認定を受けた油圧ショベル、ブルドーザで、下記のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> オフロード法の基準適合表示が付されたハイブリッド機構を備えた油圧ショベル オフロード法の基準適合表示が付された発電式ブルドーザ バッテリー式油圧ショベル 有線式油圧ショベル
補助率	補助率：補助対象車両の購入価格と基準価格の 差額の定額 または 2/3 補助上限額： 300万円	補助率： リース料総額の3% 「東北三県」に本店所在地を有する法人又は住民票に記載された住所を有する個人事業主の場合は、 リース料総額の10%
その他	H29年度予算案：14.1億円（前年度18.0億円）※車両価格の目標水準を毎年度設定し、達成・未達成で補助率に差（9/10・6/10）を設定	H29年度予算案：19.0億円（前年度18.0億円）※東北3県及び熊本県に係るリース契約の補助率は10%
制度紹介HP	http://www.meti.go.jp/press/2016/05/20160517003/20160517003.pdf http://www.eco-kenki.jp/	http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/

建設機械関係の補助金、低利融資、税制優遇【低利融資】

	(株) 日本政策金融公庫 環境・エネルギー対策資金	(株) 日本政策金融公庫 IT活用促進基金
期 間	～H29.3.31 [H29年度も継続]	～H29.3.31 [H29年度も継続]
利用できる方	中小企業（建設業：資本金3億円以下または従業員300人以下）、個人事業主	中小企業（建設業：資本金3億円以下または従業員300人以下）、個人事業主（賃貸業は対象外）
貸付限度	中小企業事業：7億2千万円、国民生活事業：7千2百万円	
貸付期間	20年以内	
貸付対象と貸付利率	各環境対策型建設機械の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出ガス対策型建設機械：基準金利 ・ オフロード法基準適合車：特別利率②/B（2014規制）、基準金利（2011年規制） ・ 低炭素型建設機械：特別利率①/A ・ 燃費基準達成建設機械：特別利率②/B 貸付金額が4億円を超える場合は、基準金利となります。	情報化施工機器の購入・賃借 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付対象は、MC/MG機器やTS/GNSS等の情報化施工機器と取付改造費となります（建設機械本体は含まれません） ・ 特別利率①/A（新規開業の場合は、特別利率③/C） 貸付金額が2億7千万円を超える場合は、基準金利となります。
	中小企業事業：基準金利1.3%、特別利率①0.81%、特別利率②0.56%、特別利率③0.31% （5年超6年以内、平成29年2月）標準的な利率のため詳細は制度の窓口にお問合せ下さい。 国民生活事業：基準金利1.81～2.40%、特別利率A 1.41～2.00%、特別利率B 1.16～1.75%、特別利率C 0.91～1.50% （担保不用の貸付、平成29年2月）標準的な利率のため詳細は制度の窓口にお問合せ下さい。	
その他	H29年度財政投融资計画案：オフロード法基準適合車の特別利率の一部見直し	H29年度財政投融资計画案：新規開業の場合の特別利率の見直し
制度紹介HP	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html

※正確なところは、制度紹介HPやHPに記載の問い合わせ窓口で、ご確認ください。

建設機械関係の補助金、低利融資、税制優遇【税制優遇】

	中小企業等経営強化法 (H28.7.1施行)	中小企業投資促進税制	生産性向上設備 投資促進税制
期 間	～H31.3末	～H29.3末 [H29年度も継続]	～H29.3末 [H28年度で廃止]
利用できる方	中小企業（資本金1億円以下）、個人事業主		青色申告している 法人・個人事業主 (対象業種や企業規模に制限なし)
	担当省庁（建設業は国交省）による経営力向上計画の認定必要	(賃貸業は対象外)	
対象設備	160万円以上の機械及び装置であること		
	経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置（生産性が年平均1%以上向上する設備等）	生産性向上に資する一定の設備等（右記のA類型、B類型）は、上乘せ措置を適用	最新設備を導入する場合（A類型） 利益改善のための設備を導入する場合（B類型）
優遇内容	固定資産税	法人税	
	固定資産税の課税標準を 3年間1/2に軽減	個人事業主、資本金3千万円以下 特別償却30% 又は 税額控除7% 資本金3千万円超1億円以下 特別償却30%	特別償却50% 又は 税額控除4%
その他	<p>＜その他の支援措置＞</p> <p>政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等による円滑な資金調達を支援</p>	<p>＜上乘せ措置の内容＞</p> <p>個人事業主、資本金3千万円以下 特別償却即時又は税額控除10% 資本金3千万円超1億円以下 特別償却即時又は税額控除7% ※H29年度より上乘せ措置は、「中小企業経営強化税制」に改組</p>	<p>＜対象設備の要件＞</p> <p>A類型 ・最新モデルであること ・生産性が年平均1%以上向上していること</p> <p>B類型 ・投資利益率が15%以上（中小企業者等は5%）であること</p>
制度紹介HP	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyokua/index.html	http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoutokigyoutousisokusinzeisei.htm	http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisaikyoukyouka/seisanseikojo.html

※正確なところは、制度紹介HPやHPに記載の問い合わせ窓口で、ご確認ください。